

# 英国児童虐待防止研究

——労働党政権における児童福祉／虐待防止政策の  
ソーシャルワークへの影響と変化——

田 邊 泰 美

## 目 次

- [1] 労働党の社会統治：「政府／社会サービス」の現代化
- [2] 児童虐待防止政策／システムの発展：マネジリアリズムの視点から
- [3] 普遍的な予防介入とマネジリアリズム
  - (1) 予備的考察1：リスク社会の人間観－個人を単位とする社会
  - (2) 予備的考察2：リスク社会の連帯（社会）観－統計学の役割
  - (3) 普遍的な予防介入とマネジリアリズム
- [4] 児童ソーシャルワークとマネジリアリズム
  - (1) 児童ソーシャルワークのマネジリアリズム 1
    - ①納税者／消費者としての市民
    - ②監査システムによるサービスの質の保証
    - ③パフォーマンス指標（Performance Indicator）の役割
  - (2) 児童ソーシャルワークのマネジリアリズム 2
    - ①伝統的／治療的ソーシャルワークの衰退：精神分析学の影響
    - ②科学的／実証的ソーシャルワークの台頭：人間行動学の影響
- [5] 普遍的な予防介入と児童ソーシャルワーク：マネジリアリズムの脈絡から

## [1] 労働党の社会統治：「政府／社会サービス」の現代化

労働党政権における児童福祉／虐待防止政策が、（児童）ソーシャルワークに与えた影響とその変化を、社会投資国家という脈絡で検討するのが本論のテーマである。労働党による児童福祉／虐待防止政策の到達点は、ECM（Every Child Matters：ECM 2003）による普遍的な早期予防介入と ECM：Change for Children（2005）によるマネジリアリズム（経営／管理主義）である。これら2つの政治理念／手法が社会投資国家という脈絡といかなる関連をもち実施にまで至ったのかという問題である。先ず、社会投資国家における社会統治の特徴を明確にしておこう。

社会投資国家はサッチャーリズムとは違い社会問題を自己責任とはしない。社会の存在は強調

される。しかし社会問題の責任は福祉国家とは異なり市民社会に生きる個人に帰せられる<sup>(1)</sup>。国家は社会に一定の権限を付与（分権）し支援を提供する。社会は付与された権限と支援によって、多様なニーズに自らの力で対応し解決する能力が、すなわち自己統治能力が求められる。したがって市民と社会（国家）は契約関係におかれ、市民は権利と同時に社会（国家）に対する責任が求められる。国家は市民社会やコミュニティ（の自治）を尊重しながら、社会問題を解決するパートナーとして位置づける<sup>(2)</sup>。労働党の政治／政策は旧労働党の社会民主主義ともサッチャーリズムの市場原理主義とも自らを峻別する。イデオロギーとは決別し、両者の良いところを引き出しながら社会問題への解決を図ろうとする。それはプラグマティックな政治手法であり、ある一面では労働党らしい社会民主主義的アプローチが見られるが、別の面では市場原理主義的アプローチがみられる。

このような労働党のプラグマティックな政治／政策に関して、ニューマン（Newman, J. 2001）が提示した社会統治の4つのモデルは多くの示唆を与えてくれる<sup>(3)</sup>。4つのモデルとは中央からの統制が強い官僚／階層モデル、効率と成果を優先する経営／管理モデル、相互ネットワークによる柔軟な対応を基本とする開放システムモデル、分権と参加を重視する自己統治モデルである。図1は4つのモデルの「変化の力動性」を現わしたものである。

図2は「政府の現代化」（統治モデル）を現わしている。図3は「サービスの現代化」すなわち社会サービスの変化モデルを現わし、それに「専門職の統治」モデルをオーバーラップさせたものである。これら4つのモデルはそれぞれ親和性をもつもの、反発し合うものがあり、例えば政策実施においては4つのモデルが力動関係をもちながら共存していることが多々見られる。労働党は社会統治において「自己統治モデル」「開放システムモデル」の方向を目指していた。しかし、実際の政治／政策（社会統治）の方向と展開は「経営／管理モデル」すなわちマネジリアリズムへの志向を強めている。マネジリアリズム志向とは次のような内容である。「効率的な手法」による「最大限の成果／産出」の達成が最優先される。社会サービスはパフォーマンス指標（Performance Indicator：PI）により成果／産出とサービスの質が監査／評価される。そして対人

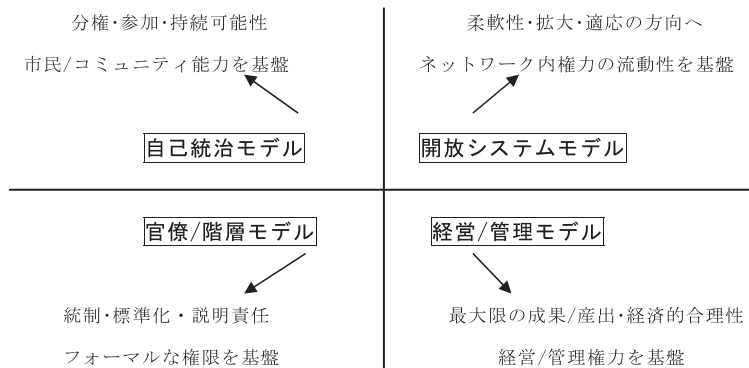


図1 変化の力動性

註：Newman, J. (2001) *Modernizing Governance*, Sage Publication, p.38

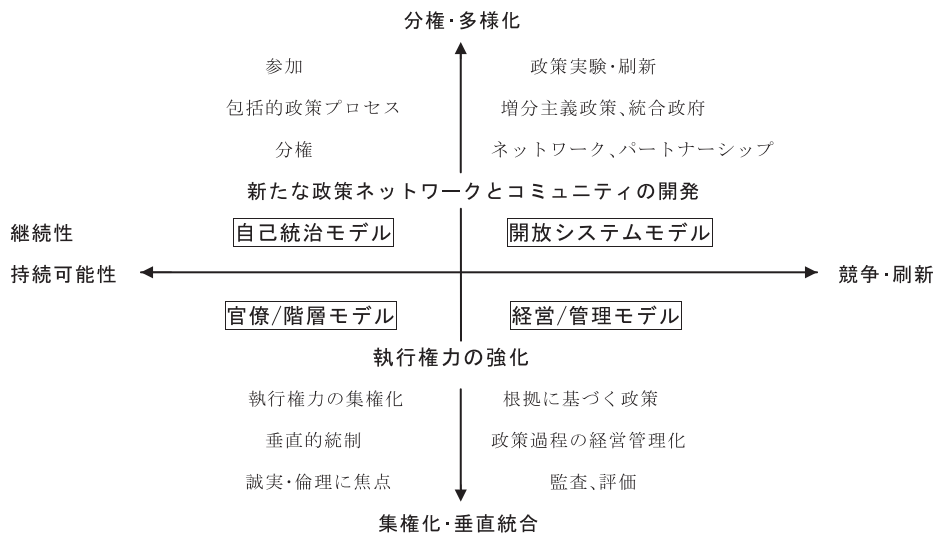


図2 政府の現代化：統治モデル

註：Newman, J, *op. cit.*, p.79

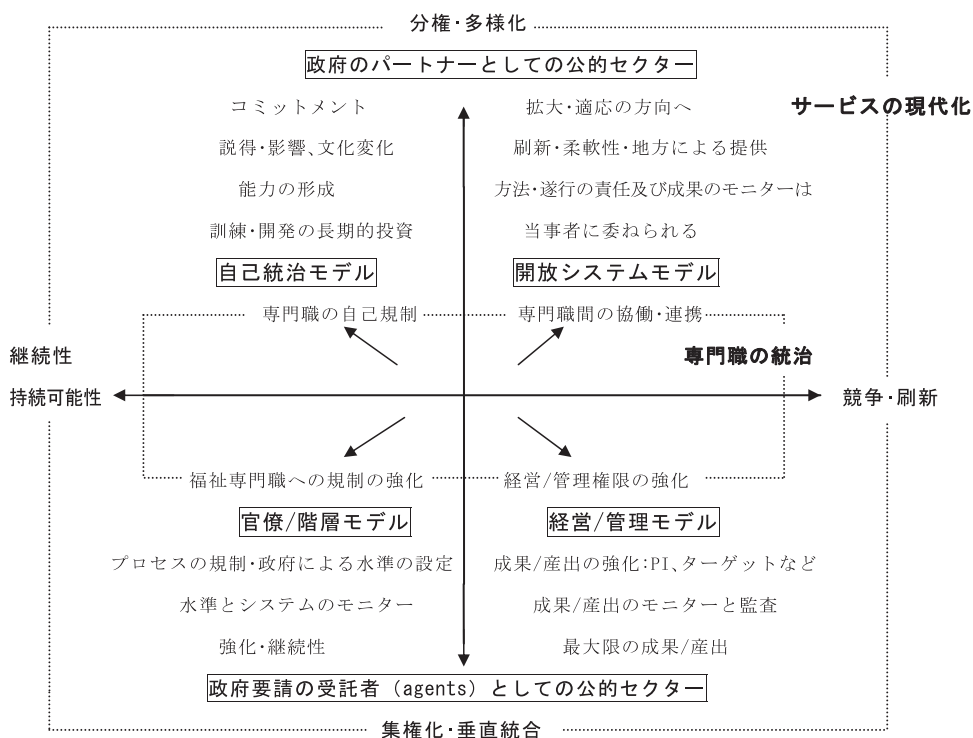


図3 サービスの現代化（変化モデル）と専門職の統治

註：Newman, J, *op. cit.*, p.87, 97 より筆者が作成

援助の領域では、「根拠に基づく実践」「手続き／マニュアル」が浸透してゆく。それは合理的／科学的手法であり、「対人援助の質の保証」「説明責任の明確化」「イデオロギーの排除」「リスクの最小化」をもたらす。信頼は「人」（専門家）から「システム」に移される。専門家のアイデ

ンティティもこのような脈絡と無関係にはいられない。

社会投資国家におけるマネジリアリズム（経営／管理モデル）志向は、児童虐待防止政策／システムの発展にいかなる関連と影響をもつのか。次章ではこの点について考察する。

註：4つのモデル<sup>(4)</sup>

#### ①官僚／階層モデル（**hierarchical model**）

官僚／階層システムを特徴とし、事案は法／手続きに則って精確かつ適正に対処される。意思決定はトップダウンで行われ柔軟性・融通性には欠けるが、説明責任は明確である。変化よりも継続性が重視され、変化は法令や規則／指針の制定（改正）を通じて行われる。安全、標準、秩序、リスクの最小化が重視される。社会問題への対応は省庁の管轄／機能に分割して対応され、官僚機構を通じて政策が立案／実施される。一旦実施されるとフィードバックや修正の余地は少ない。パートナーシップが必要な場合、統制と説明責任が担保される新たな構造／組織を設置して対応される。

#### ②経営／管理モデル（**rational goal model**）

分権的行政システムを特徴とし、短期間に最大限の成果／産出（output）を目的とする。変化はインセンティブの向上（達成度の評価／制裁）によってもたらされる。しかし指標や達成目標が設定され到達度は監査の対象となり、中央集権的である。成果／産出（結果）に対する説明責任は高いが、政策立案／遂行（プロセス）に対する説明責任は官僚／階層モデルよりも低い。社会問題は「測定可能な単位」（例えば不登校児、無断欠席児など）に分割して対応される。パートナーシップは、成果／産出の達成において効率／効果的手段である場合に限られる。NPM（New Public Management）が代表例である。

#### ③開放システムモデル（**open systems model**）

多くの資源が集団でネットワークを形成し、個々間のフィードバックを通して、相互に関連しあいながら運動する非線形的システムであり、新しい変化（情報や決定）に迅速に対応できるようなシステムを自から構成／再構成してゆく。同時に環境への働きかけも行い、システムと環境との境界を新たに創造してゆく。権限は分散／分権かつ流動的であり、長期的成果に焦点が合わされる。自発的グループの活動から統合政府（省庁連携）まで含まれる。このモデルは政策の立案と遂行の区別／境界が流動的で説明責任は低そうに見えるが、実質的には非常に高い。

#### ④自己統治モデル（**self-governance model**）

市民やコミュニティの自己統治能力を開発・育成することで、問題解決に取り組みことを特徴とする。個人の自覚と責任を促し持続的な相互支援／利益という関係を構築する。労働党のシェアスタート、社会的排除防止対策などがそうである。但し、労働党はパートナーシップという脈絡において自己統治を位置づけている。それは社会問題解決のパートナーとして市民の政治プロセスへの積極的な参加／分権（参加型分権的社会統合）という意味から、政治プロセスに市民を巻き込むことで政策の正当性をより強固なものにする（包摂型政府主導的社会統合）という意味まで含まれる。

## 〔2〕 児童虐待防止政策／システムの発展：マネジリアリズムの視点から<sup>(5)</sup>

イギリスの児童虐待防政策／システムの発展は、児童虐待死事件とその報告書（の勧告）を起点としている。適切な介入を行うには、精確なアセスメント（情報共有）と専門家によるチームワーク対応（協働）が必要となる。あらゆる資源からの情報収集とアセスメントに基づく協働の実施は、合理的な対応システムを必要とする。ケースワークから発展したケース・マネジメントという方法は、いち早くイギリスの児童虐待防システムに取り入れられた。インテークに始まり、アセスメント、ケース・プランニングと資源の確保、推進、モニター／見直しに至るまでのマネジメントは、合理的システム志向をもつ一方でサービス提供においては個人をターゲットにする。そして地方が準拠すべきケース・マネジメント・モデルが政府より発表されることで、標準化（一定水準の質の確保）された児童虐待防システムが全国共通に実施されることになった。

このようなケース・マネジメントの発展は児童虐待防止ソーシャルワークに次のような変化をもたらした。1つはキイ・パーソンとしてのケース・マネジャーの存在である。すなわち、ニーズと資源のマッチング（資源制約がある場合にはニーズの優先順位の決定）、ケース・プランニングとサービス・パッケージなど、文字通りマネジメントの役割が重要視されるようになった。もう1つはマニュアル／手続き化である。システムの合理化は必然的にケースワークにも及ぶ。マニュアル／手続きは一定水準のケースワークを担保し責任所在を明確にする。しかし、アカンタビリティへの過剰な反応（対応に失敗したときの市民からの批判）は、自己（組織）保身のためにマニュアル／手続きの形式的適用（マニュアル／手続きへの依存）をもたらした。

児童虐待防止に政策優先順位が与えられると、多くの資源が児童虐待防止に集中した。しかもその内容（ケースマネジメント）は「強制的な予防介入（安全命令）を発令して強制的に親子分離し虐待調査を実施する」というものである。そして90年代に入ると、児童虐待防止（Child Protection：CP）と子育て支援（Family Support：FS）の統合という問題が提起されることになる。1989年児童法では予防的な子育て（家族）支援を実施することで虐待を予防する方向に軌道が図られた。しかし財源的裏付けは乏しく自治体は対応に苦慮した。1995年の報告書では衝撃的な現状が明らかにされた。約35万人に及ぶニーズをもつ子どものうち、16万人が虐待調査を受けたが児童虐待防止登録に登録された子どもは約24500人であり、しかも登録されなかった子どもの多くは子育て支援を受けていないことである。児童虐待防止マネジメントは、ハイリスクの選別による希少資源の有効活用の手段になった。

労働党が政権に就くと児童貧困対策に政策優先順位が与えられた。子どもはイギリスの将来を左右する「将来的市民」であり、人的資本の投資対象とされた。貧困の楔を絶ち子どもに平等な機会を提供すること、すなわち生まれながらの社会的格差をなくし最善のスタートを切れるように、危機的時点に到達する前に家族支援に取り組む。このような早期予防介入は資源の有効活用につながるという考え方であり、財務省と内務省が先導役割を果たした。政策ターゲットが児童

貧困となりしかも内務省が関与しているため、児童社会サービスの改革の対象は、暴力、薬物使用、10代の妊娠、教育不達成、退学処分であり、児童虐待防止は含まれていなかった。この改革案に修正をもたらしたのがビクトリア・クリンビエ事件（2000）である。当事件の報告書（ラミング報告書：2003年）では、CPとFSの統合すなわちFSの積極的な推進をベースとした危機的介入（CP）の必要性が勧告された。

ECM（2003）は、すべての子どもと子ども期を対象とする児童社会サービス改革案である。その目的は「子どもの保護」と「子どもの潜在能力を引き出すこと」であり、「安全保障」と平等な「機会提供」である。これらの目的を実現するにあたって幼少期の予防介入を実施する。こうしてCPとFSの統合という懸案は克服される。FSの対象より遥かに大きな集団である「すべての子ども」を対象とする普遍的な早期予防介入が実施され、そこでハイリスクの子どもを発見／早期対応してゆくという壮大な計画である。ECM：Change for Children（2005：CfC）は、ECMを地方で実施するための国家フレームワークを提供する。子どもの健全な成長と発達に関する5つの到達（健全育成、安全確保、享受と達成、積極的な貢献、経済的安定）が明示され、その進捗状況を監査／評価するためのPIが貼り付けられたアウトカムズ・フレームワークである。ECM：CfCは児童社会サービスの領域にマネジリアリズム（経営／管理主義）を取り込んだ。

30年を振り返ってみると、児童虐待防止システムはマネジリアリズムによって支配されてきた。しかし時代によってマネジリアリズムの内容には温度差がある。

①設立当初の児童虐待防止システムは、④情報収集による精確なアセスメントの実施、⑤アセスメントに基づく協働体制の確立（役割分担と責任所在の明確化）、③手続き／マニュアル化による対応の明確化とリスクの排除の3つを基本とした。それは介入判断における合理性がより追求された結果いえる。とりわけ情報マネジメント（情報の交換と収集）の質はアセスメント及び介入判断に大きな影響を与えた。このようなマネジメントの合理性はマネジリアリズムと親和的であったといえる。但し、この時期のマネジリアリズムはマネジメントの合理性を意味し、専門性の向上（精確な予防介入）を目的にしていた。

②繰り返される虐待死亡事件は予防介入を「調査」中心とし、市民からの批判を避けるために（リスク排除）、手続き／マニュアルへの依存を強めていった。さらに効率性が財源制約と結びついた結果、「調査」中心の予防介入は「ハイリスク・ケースの選別」という役割を果たすことになった。こうして合理的なマネジメントは財源統制と親和的な効率性という概念を注入されてゆく。

③「調査」中心の予防介入は「子育て（家族）支援」中心の予防介入へ、さらに普遍的な早期予防介入へと対象を拡げていった。④対象がすべての子どもとなるため、より効率的な手法でハイリスクをもつ子どもと家族を選別する必要がある。したがって、情報テクノロジーの活用が不可欠となる。②アウトカムズ志向アプローチでは成果が重視され説明責任の明確化が要請される。したがって、ケース・マネジメントでは「根拠に基づく実践」「手続き／マニュアル」が支配的になってゆく。「調査中心の予防介入」から「普遍的な早期予防介入」への移行は、情報テク

ノロジーの依存を高め、効率性と親和的なマネジリアリズムをより徹底させることになった。「合理的なマネジメント」としてのマネジリアリズムは当初の「専門性の向上」という目的から「効率性の追求」へと焦点をシフトさせることになった。

### 〔3〕 普遍的な予防介入とマネジリアリズム

マネジリアリズムという脈絡で実施される「普遍的な（早期）予防介入」とは、どのようなアプローチ／内容なのか。それは「情報テクノロジーを活用した効率的な手法」で実施される。具体的に言えば、リスク集団（カテゴリー）という「大きな網」をかけてリスク要因に引っ掛かるものを選別し集中的に対応するという手法で、個人の内面への関わりを迂回した手法でもある<sup>(6)</sup>。このような手法／戦略はリスク社会における人間観および連帯（社会）観の変化と連動している。以下2つの予備的考察を重ねリスク社会の特徴を明確にし、社会投資国家とオーバーラップさせてゆく。

#### 〔1〕 予備的考察1：リスク社会の人間観—個人を単位とする社会

近代化とは伝統的共同体の楔から人々を引き離し個人化するプロセスであり、2つの段階がある。伝統的共同体（集団）からの解放を第1の近代化とすれば、いま進行しているのは自由を手にした個人が支えの拠り所としていた共同体（中間団体）から解放される第2の近代化である。自由との引き換えに共同体による保護機能を手放し、自己責任において様々なリスクと直接対峙しなくてはならない時代の到来である<sup>(7)</sup>。

このような社会の流動化するなか「社会的なもの」の曖昧化は、社会的存在としての人間のアイデンティティも流動化する。自己を統一したイメージでとらえる硬質なアイデンティティというものは認めがたい<sup>(8)</sup>。状況に応じた複数の小さなアイデンティティ（・・・としての自己）がドーナツ状のネットワークを形成し、核のようなものは見当たらないが多様な現実に対応できる「柔らかい」アイデンティティ（ゆるやかな連合体）である<sup>(9)</sup>。

そもそもアイデンティティとは、自分とは何かという問いかけに明確な輪郭を与えてくれるものであり、それは自分自身についての物語（自己物語）といえる。現在の自分を終着点として過去の出来事を首尾一貫した物語に編集する作業であり、またそれは現在の自分を起点にして未来に向けたライフプランニングが可能となる。現在の自分を挟んで過去と未来が一貫した物語として構築される<sup>(10)</sup>。

アイデンティティの確立には、その基盤にしっかりした価値観、規範、準拠枠のようなものが必要とする。すなわち安定した長期的な人間関係が必要となる。人間（社会）関係が安定しておれば、生きていく上で必要される知識も「自然に」吸収することができるだろうし、将来への見通しも予測できる。しかし人間（社会）関係が流動化すれば、必要とされる知識も「意識的に」取捨選択し、将来の見通しも状況の変化に適宜対応できるフットワークを身につけなければなら

ない<sup>(11)</sup>。常に自らの生活態度を反省的にモニターし再帰的に生きること、すなわち自己点検と編集を常時繰り返しながら、自己（アイデンティティ）を確立する必要がでてきた<sup>(12)</sup>。

「もはや個人は何らかの集団によって説明される存在ではなくなりつつある。個人というものが純粹に個人の判断とパフォーマンスによって成立するカテゴリーになりつつある。自分の行為に対しては自分のみが自己責任を負わねばならない。それは初めて、何らかの集団に所属するのではない「個人」そのものが社会の単位になった社会である。社会の構成単位ではないような個人が生み出された」<sup>(13)</sup>。

このように個人そのものが社会の単位になり、自己責任においてリスクと直接対峙しなくてはならない社会をリスク社会という。リスク社会では社会的存在としての人間のアイデンティティも流動化し、個人に硬質なアイデンティティというものは認めがたいという意味において、個人の内面が見えにくくなった社会である。

## (2) 予備的考察 2：リスク社会の連帯（社会）観—統計学の役割

福祉国家における「社会的なもの」を通じての統治には「公助」「共助」がある<sup>(14)</sup>。「公助」とは「所得の再分配」（垂直再分配）のことであり、「市場経済の結果としての不平等」を「公平性」の観点から、所得の移転を通じて一定以上の生活をすべての人に保障する。「共助」とは「リスクの社会化（分散）」（水平再分配）のことであり、「不確実なリスクに対して集団で備える」こと、すなわち保険としての機能をもつ<sup>(15)</sup>。ここで取り上げるのは、「リスクの社会化」すなわち連帯（連帯と責任の調和）の哲学と（保険）統計学の役割である。

自己責任と契約による社会システムは、産業が発展し生産過程が複雑化されてくると限界が露わになった。自己責任の原理が成立するためには、その適用範囲が明確にされる必要がある。ところが生産過程が複雑化されると、労働災害も個人に帰される部分とそうでない部分との区別化が難しくなる。さらに貧困は社会構造上の問題としてその原因をすべて個人に帰することができなくなった<sup>(16)</sup>。

19世紀を通じて発展してきた統計学はリスクを比較／計算可能（客観的）なものとした。そうすると責任の所在をめぐる問題は、個人の責任という主観的観念ではなくリスクという客観的観念に基づいて検討される。個人についての判断は背景に追いやられ、個人の過失や態度は二次的なものになった。統計学によるリスクの客観化は、事故や災難は個人の責任ではなく、すべての者が同じリスクに従属すると捉えることを可能にした。「個人のデータは消去され、それは統計学的秩序のなかで、ある集団のもつ一般的性格のなかに解消された」<sup>(17)</sup>。すなわち、あらゆる種類の災害・災難が、ある一つの範疇（疾病、老齡、失業など）にまとめられ、同じ形式のもので考察することを可能にしたのである<sup>(18)</sup>。

このような統計学による人間や社会の数値化（平均や分布）は、一見、非人間的に見える。しかしそれは「分割することができない有機的全体としての社会」<sup>(19)</sup>すなわち「我々は同じ社会を作る同じ人間同士である、それゆえ社会を分割することはできない」「個々の個体はみな同等の



存在である」<sup>(20)</sup>という理念を現わしている。

現在このような連帯の哲学は崩壊しつつある。福祉国家を支えていた連帯という哲学は、リスクは平等に分配されていると同時に、偶然的な性質をもつと考えられていた<sup>(21)</sup>。例えば、ロールズの「無知のベール」(各個人は自らの属性について、一切の情報をもっていないという仮定)<sup>(22)</sup>もそうである。ロールズの格差原理とは、「もっとも恵まれない者にとっても利益をもたらす可能性がある場合にのみ、不平等は容認される」という考え方で、「自分自身もっとも恵まれないものになりうると個人が予期するにちがいない」(無知のベール)からこそ、この原理は通用する<sup>(23)</sup>。いわば「社会的なもののもつ不透明性が公平感覚の暗黙の条件になっていた」<sup>(24)</sup>のである。個人の利益を尊重しながら、偶然性(不透明性)を媒介することで、他者性を獲得していた。ところが不透明性の透明度が高まってきた。「無知のベール」が引き裂かれつつある。

例えば、予防医学の発展は、遺伝の予見しうる器質的原因を暴き出す。そうすると、リスクは偶然ではなく個人的なものなる<sup>(25)</sup>。また排除や長期失業は可視的になり、定常であることが明らかにされる<sup>(26)</sup>。自らの生活態度を反省的にモニターし再帰的に生きることが求められる社会では、排除や貧困の原因は本人の資質にあるとされる。偶然性が排除され、因果関係が社会的に構築されたとしてもそれを社会が容認すれば、人々は個人の「違い」を組み入れた「結果の公正」(平等ではない)を求めるようになる<sup>(27)</sup>。情報とイデオロギーは社会の凝集性(他者性)を弱めてゆく。

統計学はリスクを比較/計算可能(客観的)なものとし、個人についての判断は二次的なものにした。すべての者が同じリスクに従属すると捉えることを可能にした。個人のデータは消去され、ある集団のもつ一般的性格(集会的傾向性)のなかに解消された<sup>(28)</sup>。リスクの社会化である。しかし今統計学はこのような関係を反転させる。ある集団に配置された個人は集団のもつ一般的性格(集会的傾向性)を通じて個人データを再生される。それは個人の属性を明確にし自己責任を前景に押し出す。リスクの個人化である。

### (3) 普遍的な予防介入とマネジリアリズム

2つの予備的考察をふまえて本論に入ろう。リスク社会とは、個人そのものが社会の単位になり、自己責任においてリスクと直接対峙しなくてはならない社会であり、個人の「選択、責任、自由」を基盤とする。個人はリスクをマネジメントしてライフプランを設定/実現(将来の合理的予測/計算)する責任が負わされる<sup>(29)</sup>。リスクへの対応は道徳的責任を伴うことになる。社会投資国家とは個人が社会の単位となるリスク社会における新たな戦略である。

社会投資国家における効率的な社会統治とは、リスク集団(カテゴリー)という「大きな網」をかけてリスク要因に引っ掛かるもの(リスク管理のできない市民)を選別し、蓋然性を予測して予防介入を行うことである<sup>(30)</sup>。とりわけリスク集団は効率的な社会統治において重要な役割を果たす。ではどのようにしてリスク集団は構築されるのか。個人の行動や属性は内面との関連において総合的に捉えられるのではなく断片化される。断片化されたその情報はあらゆる資源か

ら収集され、コンピュータによる統計処理（保険数理的な計算技術）を通じて集合的傾向性をもつリスク集団に再構築される<sup>(31)</sup>。行動は個人の内面との関連ではなく、統計によって把握された集合的傾向性／相関性との関連となる。多くのデータを集めればそこに傾向性が現れる。個人の内面を対象とする臨床知ではない。流動化し価値観が多様化した社会では、個人の内面を推し量ることは困難である<sup>(32)</sup>。リスク社会では社会的存在としての人間のアイデンティティは流動化し、個人に硬質なアイデンティティというものは認めがたいという意味において、個人の内面が見えにくくなった社会である。すべての人々を対象とする予防介入をより効率的に実施するには、「一人ひとりの内面に入り込むよりも、集団として見た際に相関として表われる諸行動の集まりとして人間を捉えたほうが、結果としては有効なのである」<sup>(33)</sup>。すなわち、大きな「監視の網」をかけた上で、リスク要因として引っ掛かりのあるものだけに注目する方が効率的である<sup>(34)</sup>。

しかし、アセスメントを経てあるリスク集団に配置されると、リスク集団のもつ行動の集合的傾向性あるいは統計的相関性（at risk population）は、個人固有の特質であるかのように因果関係（at risk person）に置き換えられる<sup>(35)</sup>。ここで確認したいことは「リスクの社会化」における統計学の役割である。統計学は、リスクを「比較／計算可能なもの」とすることで、個人の責任という主観的観念を放逐した。「個人のデータは消去され、それは統計学的秩序のなかで、ある集団のもつ一般的性格のなかに解消された」<sup>(36)</sup>。内面を迂回することで、すべての者が同じリスクに従属すると捉えることを可能にしたのである。リスクの社会化である。確かにリスク集団による効率的な社会統治においても、「個人のデータは消去され」それを「ある集団のもつ一般的性格（カテゴリー）のなかに解消」される。しかし、リスク集団としてチェックされると、リスク集団のカテゴリーを通して個人の内面が構築される。個人の内面を迂回したリスク集団を通じた効率的予防介入は、内面と行動における因果関係を構築する。「リスクがある」ということは「足の大きさ」や「手のサイズ」の様に個人固有の特質になってしまう。リスクの個人化である。

例えば児童の領域を取り上げてみよう。①すべての子どもを対象とする（普遍的）早期予防介入が主張されている。すべての子どもを対象とするには、（保険）統計学に基づくリスク集団というカテゴリーによる選別介入が必要となる。adolescent support, rough sleepers, family support, neighborhood crime, school exclusion, literacy schemes のようなリスク集団が構築され、（児童）社会問題は「選別された目的別プログラム」に分散・回収される<sup>(37)</sup>。②さらに ECM では「幼少期の養育問題」と「子どもの健全な成長と発達」との間に因果関係があるとはいえないが、子ども問題を検討すれば必ず共通要因がありそれは実証研究でも証明されており、（早期）予防介入は可能／効果的であるとされる。それは、因果関係が示唆されることにより、①リスク集団のもつ行為の集合的傾向性／統計的相関性が、個人固有の特質に置き換えられ、②ソーシャルワーカーにとって予測（prediction）が診断（diagnosis）よりも重要になってくる<sup>(38)</sup>ことを意味する。

リスク集団を単位とする選別的な予防介入は、70年代シーボーム改革で実施された予防介入とは異質である。後者の予防介入は、精神分析学、心理学、社会学から知の正当性を調達し、利

用者（親子）の内面への洞察を深め治療／援助関係を結び、社会復帰を目的としていた。前者の予防介入では、プログラムが実施されてもマネジリアリズムによる費用効率の追求が課せられるので、家族（対人）援助においてもコスト・パフォーマンスが良く短期成果が可能な人間行動科学的知を基本とするソーシャルワークが中心となる<sup>(39)</sup>。例えば行動主義（療法）的ソーシャルワークなどがそうである。精神分析学を理論的根拠とする伝統的治療ソーシャルワークは、心の深層部分への働きかけを行うため、治療成果に長時間を要した<sup>(40)</sup>。一方、科学的／実証的アプローチとしての行動主義（療法）的ソーシャルワークは、確かめようもない意識は対象とせず、観察（測定）可能な行動だけが対象とされ、比較的短期間で介入を行うことができる。客観的に行動を観察し測定するので目的の到達度や介入効果を評価できる<sup>(41)</sup>。臨床場面に調査の概念を持ち込んだ点が科学的と言われる根拠である<sup>(42)</sup>。科学的アプローチという視点から言えば、対応方法や手順を明確にし主観的判断による不確実性を最小に止める「根拠に基づく実践」(Evidence Based Social Work) もそうである。こうして対人援助において収集された情報は統計処理を経てリスク集団の構築に貢献する。ここに個人とリスク集団の円環がみられる。

[※行動療法的ソーシャルワークでは、心的深層部分への働きかけはしないが、クライアントとワーカーの援助関係では、クライアントの気持ちを理解しパートナーシップによる信頼関係は重視されとされ、自我への働きかけは積極的に行われている]<sup>(43)</sup>。

#### [4] 児童ソーシャルワークとマネジリアリズム

##### (1) 児童ソーシャルワークのマネジリアリズム 1

児童ソーシャルワークのアウトカム志向はマネジリアリズムの一般化と深い関係がある（図1、2参照）。第2章で述べたように児童虐待防止システム／ソーシャルワークのもつ合理性は効率性を追求し成果を重視するマネジリアリズムと親和的であった。マネジリアリズムは児童ソーシャルワーク及び専門家のアイデンティティにどのような変化をもたらしたのだろうか。

##### ①納税者／消費者としての市民<sup>(44)</sup>

マネジリアリズムの代表例はNPM（New Public Management）である。NPMとは営利民間セクターの経営管理手法（フレームワーク）を公的セクターに適用したものである。その目的は、官僚階層制を基盤として提供される非効率的なサービスを、営利民間セクターの手法を活用して、効率／効果的なサービスに改革することである（図3参照）。効率／効果的なサービスとは、「納税者」としての市民にとって「支払に見合う価値」（Value for Money : VFM）のあるサービスのことである。もっとも、NPMにおける「効率性」には、「財務統制」という政治的脈絡との関連があり、ネオリベラリズムの「小さな政府」と親和性がある。したがって、サービスの質を保証するために、監査システムによるチェックが必要となる。すなわち、サービス提供者は監査システムを経由して市民に対する情報公開と説明責任がある。市民は監査システムより情報提供を受け、「消費者」としてサービスのパフォーマンスを監視し、質が伴わないサービスであれば改善

を要求する権利をもつ。このような「消費者」としての市民は「市民憲章」（1991年、1997年）で明確にされた。とりわけ1997年の新市民憲章では、到達目標、水準、PIが明確にされ、サービスの透明性／情報公開がより徹底された。市民はVFMにおける「納税者」、市民憲章における「消費者」として位置づけられた。サービス提供者は財務統制すなわち「浪費削減」だけでなくサービスの質の向上を目指して継続的な人的組織的改革が要求されることになった。

#### ②監査システムによるサービスの質の保証<sup>(45)</sup>

サービスの質の向上／保証は、市場に委ねられるのではなく、政府の規制力すなわち監査システムを通じて行われる。到達目標、水準、PIの設定など政府の役割は拡大する。「市場の見えざる手」による規制は「規制者の見える手」に変わる。しかし、政府は直接的な監査の行為者ではない。政府による規制には限界がある。「自らの行動を自らが規律する」いわば「自己規制メカニズム」（自己統治構造）を利用した自省的な監査システムである。それはボトムアップ型コントロール・スタイルといえる。例えばソーシャルワーカーは、①政府が策定した法令／手続き／フレームワークを遵守し、②サービスの質の向上に自ら積極的に取り組み（そのような内面が形成され）、③その成果が常時チェックされるシステム（内部評価）が確立しておれば、個々のソーシャルワーカーの動向をいちいち直接チェックしなくても、システムの作動／運用状況を監視すればそれで済む。しかしながら、専門職活動の規制（監査）には多くの困難をもたらす。専門家は独自の知識とアイデンティティをもつ専門職団体に所属しており（自己統治）、公的サービスの中でも相対的に自立している。また専門職団体においても共通の理論に裏付けられた実践が確立されているわけでもなく（多様な学派の存在）、専門職の活動を規制／統制し、監査することは難しい。専門職団体の自己統治は、市民に対する情報公開や説明責任と緊張をもたらす。

#### ③パフォーマンス指標（Performance Indicator）の役割<sup>(46)</sup>

このような自己統治と自律性をもつ専門職実践に対する規制で大きな役割を果たすのがPIである。PIは、①政治的焦点／目的を明確にする。例えば、PIが「育成される子の教育資格」であれば、公的な保護を受けている子どもに対して、国／自治体は社会的共同親として子どもの教育達成を保証する責務があり、国／自治体にとって優先課題であることが明確にされる。PIは社会問題とその対応方法／アプローチを構築する。そして優先課題とその対応方法／アプローチが明確にされると、対応方法／アプローチは、「アウトカムズ」と「プロセス」の双方から規制が強められる。②「アウトカムズ」の規制は、PIによるパフォーマンス測定（到達度評価）である。アウトカムズ評価が重視される脈絡では、パフォーマンス測定の結果は、league tablesで公開され市民（納税者／消費者）に対するアカウントビリティの評価につながるばかりか、財源配分にも影響を及ぼす。③「プロセス」の規制は、根拠に基づく実践、手続き、ガイドライン、取り決めなどの設定などである。それは、専門的実践における対応手順や処遇方針を明確にし不測を排除することで、質を一定水準確保し説明責任を保証するプラグマティックな手法である。このようなプロセスの合理化は「個人の判断」から「継続的に改正可能な情報公開されたシステム」へ、すなわち信頼は個人からシステムに移された。このようにPIは組織にアウトカムズ・

フレームワークと合理的なマネジメントを浸透させてゆく。それは対人援助にも及ぶ。利用者の行動変容に至るまでの段階的アプローチを明確にし、その成果を客観的に測定し評価する**実証的な行動主義（療法）的ソーシャルワーク**と親和性をもつ。

本来 PI は成果測定／評価だけでなく自己診断にも使われる（問題の明確化）。フィードバックや学習プロセスに活用され、自己規制による継続的なサービスの質の向上に貢献する。しかし、PI は外部監査と親和性を強め、VFM とりわけ効率性をプロセスに浸透させてゆく。プロセスでは、PI が貼り付けられた領域および PI による測定／評価に焦点が向けられる。自己診断としての機能をもつ PI は「達成のナラティブ」すなわち弱さや長所の現実的なアセスメントを犠牲にして、競争的環境の中で生き残るための指標になる。アウトカムズ・フレームワークにおける PI は、専門職倫理に基づく自己統治組織を背景にもつ専門家の諸活動を明らかにし、監査の評価対象にした。その評価は VFM の視点から実施され市民にも公開され財源的裏付けとリンクされることで、プロセスもアウトカムズ（成果）を意識した内容に変化した。すなわち監査システムからの評価を意識し、効率的かつプラグマティックな対応／処遇を自ら推進してゆく自己規制主体（組織）の創出である。「自己規制メカニズム（自己統治構造）を利用した自省的な監査システム」（ボトムアップ型コントロール・スタイル）とはこのような内容を指す。

官僚組織でありながら自己統治としての専門職アイデンティティを維持してきた（自治体）ソーシャルワーク（専門職／官僚制）は、官僚制解体とともに自己統治力も奪われ、臨床統治に屈する。対人援助であるソーシャルワークは、「質の保証」という名の下に、「専門職倫理」による統治から「根拠に基づく実践」「PI による成果評価」による統治に変わる。市場主義、マネジリアリズム、根拠に基づく政策／実践、成果主義と PI、行動主義ソーシャルワーク監査／査察システムは強い親和性をもつ。ソーシャルワーカーの裁量は自己規制と外部規制の双方において狭められてゆく。

## (2) 児童ソーシャルワークのマネジリアリズム 2

ソーシャルワークのアウトカムズ・フレームワークへの順応は外的要因だけによるものではない。ソーシャルワーク自身においても成果／効果に対する親和的土壌が形成されつつあった。それは精神分析学を理論的根拠とする伝統的／治療的ソーシャルワークに対する批判とその克服、すなわち介入効果とクライアントの行動変容が測定でき、目標到達までのプロセスが明確に提示される科学的／実証的アプローチへの要請である。

### ①伝統的／治療的ソーシャルワークの衰退：精神分析学の影響<sup>(47)</sup>

イギリスにおける精神分析学のソーシャルワークへの導入は 1950 年代に始まる。④導入の先導的役割を果たしたのが、精神分析ソーシャルワーカー協会（The Association of Psychiatric Social Workers: APSW）、タビストック研究所、児童ガイダンスクリニックである。1956 年、APSW は The Essential of Social Casework, The Boundaries of Casework を出版した。さらに 60 年代初期、タビストック研究所により実施された保護観察官専門職研修コース（ケースワーク）や児童クリ

ニック（運動）も精神分析学を理論的根拠にしていた。⑥精神分析学のソーシャルワークへの導入とその発展にもっとも大きな影響を与えたのが、ボルビー（1950年代後半タビストック診療所のダイレクター）の母性剥奪理論、アタッチメント理論である。精神分析学をソーシャルワークの理論的根拠としていかに位置づけ、ソーシャルワークを発展させることができるのかが模索された<sup>(48)</sup>。そして精神分析学はLSE（ロンドン政治経済学）でヤングハズバンドによって実施された新たなジェネリック・ソーシャルワーク・コースに統合された。⑦ソーシャルワークにおける精神分析学の影響を決定的にしたのが、60年代に始まる一連の児童少年法改正である。児童少年法の成立は家族問題への予防的介入を合法化した。それは（児童）ケースワークの特殊専門性（スペシャライゼーション）を社会的に認知させることになった。このような特殊専門性の社会的認知は、精神分析学との強い親和性（理論的根拠）によることが大きい。このように精神分析学を根拠として発展した（伝統的／治療的）ソーシャルワークは市民（中産階級）の支持を得た。それは内面や主体性に新たな意味と価値を見出した時代のエートス、例えば実存主義の影響が少なからずあった。このような内面に対する積極的な評価と働きかけは、社会的逸脱者のパーソナリティを援助することで社会復帰をめざす社会民主主義的アプローチ、常に自らの生活を反省的にモニターし自己利益となるよう最善の選択を心がける合理的経済人という概念にも通ずるところがある。すなわち、精神分析学による内面の評価は産業化・近代化・民主主義の理念と一致した<sup>(49)</sup>。

精神分析学を理論的根拠とするソーシャルワーク（伝統的／治療的ケースワーク）は、「診断重視」と呼ばれるが「社会」との接点をもつ心理社会的なアプローチである。ケースワーク的手法によりクライアントへの洞察を深めるが<sup>(50)</sup>、「状況の中にある人間」を前提とする。クライアントと環境との相互作用（全体的関連性）の中で、個人のパーソナリティを理解し援助する<sup>(51)</sup>。治療関係においては、クライアントが自分の置かれている状況や自分自身を理解できるように支援する必要がある<sup>(52)</sup>、無意識だけを扱うのではない。（社会的）自我へのアプローチも重視される。いずれにせよ、クライアントの内面に深くかかわり働きかける点で集中的な長期的関係を必要とし、その効果性は直ちに現れるわけではない<sup>(53)</sup>。

精神分析学の導入はソーシャルワークのアイデンティティを明確にし市民の信頼を得た。とくに児童ソーシャルワークではスペシャリズムが確立した。しかし、すべての範疇の利用者を対象とするジェネリック・ソーシャルワーク（専門職）への統合とシーボーム再編成（行政改革）は、戦後築きあげたスペシャリズムとしてのソーシャルワークの専門性を希薄化するとともに行政管理者としてマネジメント能力が求められるようになった。ソーシャルワークはシーボーム再編成による官僚機構の中で対人援助（治療関係）を行うという矛盾を抱えた。しかしながら、自己統治組織としての専門職団体（BASW）をもつソーシャルワークは官僚組織に埋没せず相対的な自律性を確保し、専門職官僚制として発展した。ところが経済的不況は市民の社会的ニーズを高める一方、それを充足する資源を供給できず、さらに児童虐待スキャンダルの追い打ちは、ソ

ーシャルワークに対する市民の信頼を失わせた。専門職官僚制は「非効率的」「社会的浪費」の象徴として解体のターゲットになった。このような経済的要因は精神分析学を理論的根拠とする治療的ソーシャルワークを追い詰めることになった<sup>(54)</sup>

### ③科学的／実証的ソーシャルワークの台頭：人間行動学の影響<sup>(55)</sup>

伝統的／治療的ソーシャルワークに代わって表舞台に登場してきたのが、科学的／実証的アプローチとしての行動主義（療法的）的ソーシャルワークである。伝統的／治療的ソーシャルワークでは、表面／現実的な問題は心的な葛藤や衝動が原因とされる。したがって問題の解決には心の深層部分への働きかけが必要となる。しかし心的深層部分を扱うため明確な援助計画を立てることはできず高度な訓練を受けた専門家の技量に委ねられていた<sup>(56)</sup>。行動主義的（療法的）ソーシャルワークは、観察可能な実際の行動を対象とし行動変容を目標とする。問題行動と目標（望ましい行動変容）が明確になれば、援助計画が立てやすくクライアント自身も進捗度を理解できる。問題行動を客観的に観察／測定し、目標到達度や介入効果を測定し評価する科学的／実証的アプローチであり<sup>(57)</sup>、臨床に調査の概念を持ち込んだといえる<sup>(58)</sup>。比較的短期間で介入を行うことができ、クライアントの洞察を必要としないが、学習理論という理論的根拠が明確にされている<sup>(59)</sup>。確かに心的深層部分への働きかけはないが、クライアントとワーカーの援助関係では、クライアントの気持ちを理解しパートナーシップによる信頼関係が重要とされる<sup>(60)</sup>。クライアントの自我能力が重視され、問題の原因をしっかりと捉えられるように援助すること（自我の問題解決能力の向上）が処遇の目標と考えられている<sup>(61)</sup>。

人間行動学を理論的根拠とするこのアプローチでは、確かめようもない意識は対象にならず、測定可能な行動だけが科学の対象とされる。精神分析的（治療的）ソーシャルワークは非効率的とされ、「何をしたのか」（what works）という実証主義（positivist）的アプローチの評価である。（自治体）ソーシャルワークは「長期から短期へ、全体から部分へ、深層から表面へ」と変化した。当然、利用者の内的世界への関与／模索は弱くなる。また短期間における成果を目標とするソーシャルワークは、ケアマネジャーのサービスパッケージにおいて都合がよく、集中的（継続的）直接ワークは民間や独立セクターに移された。クライアントとの長期的、持続的、深い信頼関係は徐々に後景化されてゆく。行動主義的（療法的）ソーシャルワークに対する批判もいくつか提出されている。「変化（行動変容）自体が評価され、クライアントが行動変容の意味を理解し、いかにしてライフプランやアイデンティティを構築／再構築してゆくのか、という問題への回答は定かではない」「技術はますますポータブルになり経験は価値を失う」「新しい知識や手法を素早く吸収する能力は経験の積み重ね以上に評価される」「短期プロジェクト／契約は、組織や同僚への信頼を培うことはできない」などである<sup>(62)</sup>。

このような批判があるにもかかわらず多くのソーシャルワーカーに受け入れられたのは、④目的と手段のギャップが解消されたこと、すなわち、学習理論と実証主義を根拠とする科学的／合理的アプローチは、対人援助という不透明かつ複雑な世界に秩序と確実性をもたらす。⑤コスト・パフォーマンスが良いこと、⑥方法論の修得において高度の専門的訓練を必要としないこと、

④アウトカムズ・フレームワークに適應し行動変容（介入の効果）をPIにより科学的に評価分析できること、などである<sup>(63)</sup>。ソーシャルワーカーはクライアントに対して合理的予見性をもって関わっている。精神分析的ソーシャルワークが心の複雑なメカニズム（人間の不確実性）を明確にできないのであれば、観察可能な現実行動を対象とし、目標（行動変容）を設定し合理的な援助計画を立てる方が効率／効果的である。結果（介入効果）を測定することができ、説明責任を明確にすることができる。

#### [5] 普遍的な予防介入と児童ソーシャルワーク：マネジリアリズムの脈絡から

以上の考察をふまえ、最後にマネジリアリズムが「普遍的な予防介入」と「児童ソーシャルワーク」に与えて影響と変化を整理しておく。

ネオリベラリズム的傾向の強い社会投資国家では、社会は「リスク集団の結合」として捉えられる<sup>(64)</sup>。ベヴァリッジ・ケインズ福祉国家における「共同責任」「社会連帯」という理念を迂回した<sup>(65)</sup>、リスク集団（カテゴリーリスク）を通じての包含（統治／統合）となる。包含のための様々な支援プログラムは用意されているが、包含が達成されなかった場合、社会的脅威／不安の程度に応じて、リスク集団の管理が行われる。それはコミュニティによる見守り／サポートから情報テクノロジーによる監視まで多様である。しかし社会的包含にむけての忍耐強い治療援助的支援を期待することはできない。それは「包含」の政治ではなく「差異／差別」化による統治、すなわち「包含－内－排除」である。こうして（児童）ソーシャルワークは「社会的なもの」すなわち「共同責任」「社会連帯」との結びつきを弱めてしまう。それは「内面でなく行動」「原因ではなく蓋然性」「正義ではなく危害の最小化」と親和性を強めてゆく<sup>(66)</sup>。これがマネジリアリズムの脈絡における「普遍的な予防介入」である。

このような普遍的介入は、精神分析学を理論的根拠とし、心の深層部分への働きかけを行う伝統的治療ソーシャルワークを後景化させ、科学的／実証的アプローチとしての行動主義（療法的）ソーシャルワークと親和性を強めることになった。それは、対人援助という不透明かつ複雑な世界に秩序と確実性をもたらし、アウトカムズ・フレームワークになじみやすく、行動変容（介入の効果）をPIにより科学的に評価分析できるという利点をもたらした。またそれは方法論の修得において高度の専門的訓練を必要とせず、治療プロセスにおいてコスト・パフォーマンスが良いことも少なからず影響している。行動主義的（療法的）ソーシャルワークは、ネオリベラリズム（マネジリアリズム）におけるコスト・パフォーマンスの追求と成果主義、ソーシャルワーカー自身の専門性に対する不安に 대응してくれるものであった。

尤も、行動主義的（療法的）ソーシャルワークでは心的深層部分への働きかけはされないが、援助関係においてはクライアントとの信頼関係は重視され、自我への働きかけは積極的に行われている。また方法論の修得においても一定水準の専門的訓練は受けており、「専門職」としてのアイデンティティは担保されている。精神分析学を理論的根拠とする伝統的／治療的ソーシャル



ワークの限界を補うべく行動主義（療法）的ソーシャルワークでは、両者に共通する「クライエントとの信頼関係」「専門性が担保された援助関係」よりも、マネジリアリズムに馴染みやすい「行動変容（介入効果）の科学的分析・評価」「分かりやすさ」「コスト・パフォーマンス」が強調されることになった。このような専門的ソーシャルワークにおける学的根拠や方法論の変化、すなわち行動主義的（療法的）ソーシャルワークの特質に対する部分的な過大評価は、フィールドにおける対人援助関係において「根拠に基づく実践」「マニュアル／手続き」の浸透を押し進めることになった。

#### 註

- (1) 鈴木謙介（2007）『〈反転〉するグローバリズム』、NTT 出版、82 頁。
- (2) 同上、86 頁。
- (3) Newman, J. (2001) *Modernizing Governance: New labour, Policy and Society*, Sage Publication, pp.33-39.
- (4) *Ibid.*, pp.33-39
- (5) 以下の文献：論文の指定箇所を参照したり要約引用したりした。  
①Parton, N, 'How to explore and develop child welfare system: the English experience' <http://www.fruehnehilfen.de/fileadmin/user...>, pp.1-25. 出版年月不明 ②Lonne, B., Parton, N., Thomason, J. & Harries, H. (2008) *Reforming Child Protection*, pp.38-65 ③津崎哲郎／橋本和明（2008）『児童虐待はいま』、ミネルヴァ書房、188-195 頁。
- (6) 三上剛史（2010）『社会の思考－リスクと監視と個人化』、学文社、65 頁、72-73 頁。
- (7) 同上、34 頁。
- (8) 同上、11 頁。
- (9) 同上、22 頁。
- (10) 同上、38-9 頁。
- (11) 同上、94 頁。
- (12) 同上、27 頁。
- (13) 同上、35 頁。
- (14) 広井良典（1999）『日本の社会保障』、岩波新書、131 頁。
- (15) 同上、105-06 頁。
- (16) ピエール・ロザンヴァロン著、北垣徹訳（2006）『連帯の新たなる哲学－福祉国家再考』勁草書房、16 頁。
- (17) 同上、32 頁。
- (18) ①同上、19 頁。②三上、前掲書、53 頁。
- (19) 三上、前掲書、54 頁。
- (20) 同上、56 頁。
- (21) ロザンヴァロン、前掲書、23 頁。
- (22) 広井、前掲書、118 頁。
- (23) ロザンヴァロン、前掲書、52 頁。
- (24) 同上、51 頁。
- (25) 同上、31 頁。
- (26) 同上、23-4 頁。
- (27) 同上、53 頁。
- (28) 同上、32 頁。
- (29) Webb, S. A. (2006) *Social Work in a Risk Society*, Palgrave Macmillan, p.38.

- (30) 三上、前掲書、39頁、46頁。
- (31) 重田園江（2003）『フーコーの穴：統計学と統治の現在』、木鐸社、208–209頁。
- (32) 三上、前掲書、71–72頁。
- (33) 重田、前掲書、208頁。
- (34) 三上、前掲書、71–72頁。
- (35) Webb, *op. cit.*, pp.151–152.
- (36) ロザンヴァロン、前掲書、32頁。
- (37) Webb, *op. cit.*, p.63.
- (38) *Ibid.*, p.68–69.
- (39) 重田、前掲書、211–212頁。
- (40) 久保 章／副田あけみ編（2005）『ソーシャルワークの実践モデルー心理社会的アプローチからナラティヴまで』、川島書店
- (41) 同上、74頁。
- (42) 同上、86頁。
- (43) 同上、82–83頁。
- (44) 以下の文献・論文の指定箇所を参照したり要約引用したりした。①マイケル・パワー著、國部克彦／堀口眞司訳（2003）『監査社会－検証の儀式化』、青土社、14頁、59頁、60–1頁、73頁、126頁、②Munro, E. (2004) ‘The Impact of Audit on Social Work Practice’ in *British Journal of Social Work*, pp.175–181.
- (45) 以下の文献・論文の指定箇所を参照したり要約引用したりした。①マイケル著、國部／堀口訳、前掲書、91–3頁、130–4頁、141–150頁、156–162頁、②Newman, *op. cite.*, pp.83–85.
- (46) 以下の文献・論文の指定箇所を参照したり要約引用したりした。①Tilbury, C. (2004) ‘The Influence of Performance Measurement on Child Welfare Policy and Practice’ in *British Journal of Social Work*, pp.225–241. ②Newman, *op. cite.*, pp.83–103.
- (47) 次の文献の指定箇所を参照したり要約引用したりした。Webb, *op. cit.*, pp.110–120.
- (48) *Ibid.*, p.114.
- (49) *Ibid.*, p.114.
- (50) 久保／副田、前掲書、5頁。
- (51) 同上、5–6頁。
- (52) 同上、7–8頁。
- (53) 同上、116頁。
- (54) 同上、117頁。
- (55) 次の文献の指定箇所を参照したり要約引用したりした Webb, *op. cit.*, pp.121–127.
- (56) 久保／副田、前掲書、74頁。
- (57) 同上、74頁、82–3頁。
- (58) 同上、86頁。
- (59) 同上、74頁。
- (60) 同上、82–3頁。
- (61) 同上、93頁
- (62) Webb, *op. cit.*, p.121.
- (63) *Ibid.*, p.124.
- (64) Webb, *op. cit.*, p.44.
- (65) *Ibid.*, p.54.
- (66) *Ibid.*, p.136.